

奈良県告示第百二十一号

奈良県公共工事の入札及び契約に関する情報閲覧規程（平成十三年三月奈良県告示第
六百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一
項を加える。

（休業日の特例）

- 平成二十四年七月二十一日から同年八月二十七日までの間に限り、第五条第一号中
「土曜日」とあるのは、「月曜日」とする。ただし、第三条第三号の各土木事務所の
うち、奈良県吉野土木事務所及び奈良県五條土木事務所については、この限りでない。